

データセンターサービス約款 修正部分(抜粋)

	修正前	修正後
1	<p>第20条(契約者の責に帰する提供サービスの停止) 当所は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、データセンターサービスのすべてもしくは一部の提供を停止することがあります。</p>	<p>第20条(契約者の責に帰する提供サービスの停止) 1. 当所は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、データセンターサービスのすべての提供を停止します。停止の方法は、機器の電源断を行い、ラックから取り外した上で、倉庫に保管します。 (1)～中略 2. 前項の場合、当所は、停止のための作業による機器の故障及び保管時のトラブル等に関して一切の責任を負わないものとし、契約者は、当所に対し、損害賠償その他一切の請求をすることができないものとします。 3. 第1項(1)の場合、当所は、未納の料金等、割増金及び遅延損害金をすべて支払うまで機器を留置することができるものとします。 4. 取り外した機器につきましては、サービス停止日から180日を経過しても引き取らない場合(前項により留置する場合も含む。)、契約者は、機器の所有権を放棄したものとみなし、当所にて破棄いたします。</p>
2	<p>第24条(契約者が行う利用契約の解除) 契約者は、利用契約を解除する場合は、当所に対し、解除の日の1ヵ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。利用契約を解除する場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が1ヵ月未満である場合は、解除の効力は、当該通知があった日から1ヵ月を経過する日に生じるものとします。</p>	<p>第24条(契約者が行う利用契約の解除) 契約者は、利用契約を解除する場合は、当所に対し、解除の日の2ヵ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。利用契約を解除する場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が2ヵ月未満である場合は、解除の効力は、当該通知があった日から2ヵ月を経過する日に生じるものとします。</p>
3	<p>第27条(料金等) 3. サービス開始月の月額料金は、サービス開始日から起算し、その月の末日までの日数に、月額料金の30分の1を乗じて得た額とします。</p>	<p>第27条(料金等) 3. サービス開始月の月額料金は、サービス開始月の1日から15日までに機器を搬入した場合は、月額料金の2分の1を乗じて得た額とします。サービス開始月の15日以降から月末までに機器を搬入した場合は、サービス開始月の月額料金は無料とし、サービス開始月の翌日より月額料金が発生します。</p>
4	<p>第29条(料金等の請求時期および支払い方法) 3. サービス料金およびオプション料金のうち、月額料金に相当する料金の支払いは、次の各号のとおりとします。 (1)当所は、契約者に対して、毎月末締め、翌月5営業日以内に契約者にサービス料金・オプション料金の請求書を発行します。</p>	<p>29条(料金等の請求時期および支払い方法) 3. サービス料金およびオプション料金のうち、月額料金に相当する料金の支払いは、翌月分当月払いとし、次の各号のとおりとします。 (1)当所は、契約者に対して、毎月1日時点の契約内容に基づき、原則毎月1日から5営業日以内に契約者に翌月分のサービス料金・オプション料金の請求書を発行します。 (2)中略 (3)契約変更に伴い契約におけるサービス料金およびオプション料金と支払い金額に差額が生じた場合は、翌月の請求において不足額を追加請求し、また、に翌月分のサービス料金・オプション料金と超過額を相殺して清算します。</p>
5	<p>本約款は平成19年 1月 1日から実施します。</p>	<p>本約款は2019年 4月 1日から実施します。</p>